

2020年 1月 21日

広島大学長
越智光夫殿

広島大学教職員組合
執行委員長 中山祐正

契約職員の更新上限5年に関する申入れ書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。
さて、標記について以下を求めます。

【理由説明】

2019年12月17日付の要求書において次のように求めています。

「7. ～中略～ 現在、運用面において、条件によっては学内募集を行い、6年目の雇用も可能であるという方向で動いていますが、運用2年目を迎えますので、その実績を検証し、運用面の改善協議を求めます。」

その最中、このたび附属学校園において、この春に更新の上限（通算5年）到達者2名に対し学内募集が検討されないまま、同職種のポスト2名の新規募集をハローワークに出されるという事態がありました。該当支部からの要請を受け組合から確認を行ったところ、担当部門で後述の運用マニュアル「有期労働契約の更新上限等の見直しについて」の①②を自由に選択できると勘違いをしており、順序として①の検討をされないままハローワークへの求人を出してしまったと伺いました。

しかし確認の結果、ハローワークへの求人は2020年1月9日に取り下げ、学内募集に切替えられ、更新上限（通算5年）到達者にも継続雇用の機会が開かれました。

当該運用①は2017年7月～9月の団体交渉（第106回～109回）で検討を重ね、運用面において更新上限（通算5年）到達者に6年目への勤続の道を開いたものです。しかし、今回のことは、現場に、事務担当者向けマニュアルが正しく周知されていないということではないでしょうか。同じ状況の職場は他にもあるかと考えます。

【要求内容】

- 1) 事務担当者は毎々変わる可能性がありますので、至急再度の周知を求めます。
- 2) 次の職を探す必要上、学内募集の判断は12月よりも早い時期にしてください。

以 上

【資料】

事務担当者マニュアルより抜粋

「有期労働契約の更新上限等の見直しについて」

2. 事務・技術系契約職員への対応

(目的) 本学での雇用期間が更新上限(通算5年)に達することにより、雇用終了となる者の後任を補充するにあたって、当該業務が恒常的にあり、本学での雇用期間が更新上限に達する者が無期転換した場合においても雇用経費が確保できると大学が判断した場合は、本学で業務経験がある優秀な人材について雇用を継続し、円滑に業務を遂行させるため。

(内容) 契約一般職員、契約技術職員等の有期労働契約の更新上限は、現行どおり平成25年4月1日以降に開始する雇用契約について通算5年を上限とするが、雇用終了者の後任を補充するにあたって、以下の学内募集又は公募を実施

- ① 当該業務が恒常的にあり、本学での雇用期間が更新上限に達する者が無期転換した場合においても雇用経費が確保できると大学が判断した場合
 - ・ 本学での雇用期間が更新上限(通算5年)に達する者を対象とする学内募集を実施
 - ・ 採用後は更新上限を付さない雇用となる。
 - ※ この場合において、更新上限(通算5年)を超える雇用となるため、無期転換申込権が発生する。
- ② 上記①の学内募集を実施できないと大学が判断した場合 ・ 本学での雇用期間が更新上限(通算5年)に達する者を対象者とししない公募を実施 ・ これまでどおり、更新上限(通算5年)を限度として雇用

以上